

令和5年度葛飾区行政評価委員会 議事要旨

会議名	葛飾区行政評価委員会 第3回第一分科会
開催日時	令和5年8月1日（火曜日） 午前10時から12時まで
開催場所	葛飾区役所 新館5階 庁議室
出席者	【委員8人】 (出席) 大石会長、大山委員、大伴委員、倉持委員、江川委員、北村委員、長澤委員、大林委員 【区側13人】 事務局（政策経営部長、経営改革担当課長、事務局職員5人） 生活安全課（生活安全課長、生活安全係長、地域安全係長） 学校教育支援担当課（学校教育支援担当課長、統括指導主事、適応支援係長）

会議概要

1 開会

(事務局より資料の確認)

2 事務事業評価

(1) 地域安全活動支援事業

(意見整理表の内容確認、追加資料の補足説明の後、議論)

【基本情報】

A 委員：安全・安心情報メールについては、登録者が約2万人とのことであるが、登録者の年齢構成について伺いたい。また、犯罪や不審者情報等について、安全・安心情報メール以外のSNS等で発信されているのか。

生活安全課：安全・安心情報メールへの登録は、メールアドレスだけで行っているため、個人情報を取得しておらず、年齢構成はわからない。
SNSにおける情報発信では、不審者情報については件数が多いため発信していないが、区内で起きた事故や事件、災害については発信している。

B 委員：防犯カメラは、防犯パトロールと違い24時間監視であり、防犯効果が高く区民の安全・安心につながるものであると思うため、予算を増やしてもらいたい。防犯カメラの設置については、自治

町会に対しての補助金制度もあるが、申請手続きが煩雑であるため、簡素化してもらいたい。

生活安全課：防犯カメラについては、地域の方にも設置していただいている。他の自治体の状況を確認して検討したい。申請手続きについては、必要な手続きを整理して、できる限り簡素化していきたい。

【実績情報】

C 委員：成果指標の犯罪発生件数について、目標は達成しているが、もう少し高い目標を設定してもいいのではないかと思った。犯罪発生件数を対前年度比で「数パーセント減らす」としたほうがわかりやすい。また、青色防犯パトロールについても、もう少し目標を高くしてもらいたい。

生活安全課：令和4年の犯罪発生件数は令和3年と比べて多くなっている。こうした実績を踏まえて、成果指標の目標を高く設定することについては、検討していきたい。

大石会長：第1回第一分科会で犯罪発生件数を成果指標として設定することの是非についてご意見をいただいた。C委員のご意見のように、前年度比で減少させていくとするのであれば、問題ないと思うがどうか。

生活安全課：第1回第一分科会で犯罪発生件数の成果指標についてご意見をいただいたことを踏まえ、政策・施策マーケティング調査で取っている「防犯対策をしている区民の割合」を指標として設定できないかと検討している。

大石会長：行政評価委員会として、良い指標があれば提案していきたい。生活安全課にも検討をお願いし、次回、意見をいただければと思う。

D 委員：C委員の意見に賛成である。成果指標について、対前年度比で減少させる目標を立てて、達成状況を確認することを委員会として要望するのが良いと思う。

事前に防犯カメラの映像により解決した犯罪の件数について質問したが、回答が約10%とのことであった。この約10%の母数はわからないが、全犯罪件数に対する10%であれば、相当数であり、防犯カメラの設置は有効であると思う。

また、自転車の盗難件数についても質問をしたが、自転車の盗難は犯罪の中で割合、件数が多いようである。しかし、盗難にあった自転車の内50%は所有者の元に戻っているとのことである。自転車の盗難について、有効な解決策があれば提案したいと思う。

さらに、特殊詐欺の防止に関し、自動通話録音機の使用についても質問をしたが、詐欺の被害に遭った方の大多数が、自動通話録音機を使用していないとのことであった。この結果から、自動通話録音機は特殊詐欺防止に効果はあるのだと思う。一方で、自動通話録音機を使用されている方の中にも少数ではあるが、詐欺の被害に遭った方がいると聞く。自動通話録音機の使い方については、区がサポートしてあげなければいけないと思う。私も、区から自動通話録音機の配布を受けたが、取付後には詐欺と思われる電話が激減した。効果はかなりあると思っている。

生活安全課：防犯カメラの映像により解決した犯罪の件数については、令和3年の警視庁の公表データを基にしている。警視庁管内の犯罪検挙件数が30,398件で、その内3,767件が防犯カメラの映像により解決されており、約12%である。

また、自転車盗難については、警察庁全体で全国の統計になるが、令和3年の自転車盗難の検挙率が約8%で、所有者の元に戻ったのが約56%であった。

特殊詐欺については、自動通話録音機の設置後はほとんど特殊詐欺の被害に遭われた方はおらず、年に1件から2件程度と警察から聞いている。

大石会長：今説明あった数値は、いずれも国や東京都のものであるが、区の数値はわからないのか。

生活安全課：葛飾管内の数値は公表されておらず、お示しすることができない。

D 委員：盗難された自転車について、所有者の元に戻らない残りの半分はどうなったのか。

E 委員：自転車は盗難された後、乗り捨てられるケースが多い。乗り捨てられた後、防犯登録されている自転車であれば所有者の元に戻ることが多い。防犯登録のないものは、廃棄されたり、リサイクルされたり、少し整備すれば使えるものは再販売されたりしている。

【予算及び決算状況】

B 委員：防犯カメラの設置に関しては、予算を増やしてもらい、力を入れてもらいたいと考えている。

大石会長：防犯カメラの設置に関し、令和2年度と比べて令和3年度の予算が減ったことの説明をいただいた。この減少した予算を増やしていくべきだと思うが、なぜ増えないのか。

生活安全課：平成 29 年度から平成 31 年度までは、東京都の補助金の補助率が良く、地域の負担が 12 分の 1 と少なかった。平成 29 年度が 71 台、平成 30 年度が 138 台、平成 31 年度が 405 台と年々増加していた。令和 2 年度当初予算については、前年度である平成 31 年度実績を基に計上したため、予算規模は大きくなっているが、令和 2 年度実績は 78 台の申請しかなかった。負担割合が 6 分の 1 になったことが、この申請台数の減少の要因の一つと考えている。

大石会長：申請台数の要因は PR 不足ではないか。また、地域が設置しきれない場合は、区が設置を検討しても良いのではないか。

生活安全課：自治町会にはチラシを配布しており、広報かつしかにも載せて周知している。今後は、自治町会の会合において、直接説明することも検討していきたい。

大石会長：防犯カメラの設置について、個人に対する補助金はあるのか。

B 委員：自治町会に対する補助金はあるが、個人に対するものはなかったと思う。防犯カメラに対する意見は様々あり、24 時間監視についてプライバシーへの影響を気にする方もいる。実は防犯カメラの記録を確認できるのは警察だけであり、このことについては、区としてしっかりと周知してもらいたい。

生活安全課：防犯カメラの設置に際しては、プライバシーの保護について丁寧に説明していきたい。

D 委員：青色防犯パトロールは一部委託されており、令和 4 年度の決算はその委託料が 16,043,400 円となっている。車両 1 台に 2 名の人員でこの委託料であれば、区の直営で 2 名の職員を配置して実施できるのではないか。安易な委託には反対であり、区の直営に変えていただきたい。

生活安全課：夜間の巡回が主であること等、制約があるので、難しいと考えるが、検討はさせていただきたい。

D 委員：昼間の時間帯は運行していないのか。

生活安全課：運行時間は、15 時から 23 時までである。

D 委員：正規職員でなくても、会計年度任用職員に任せるなど検討してもらいたい。

大石会長：青色防犯パトロールについては、警察への報告の実績等の成果が大事なのではないのか。

生活安全課：令和 4 年度は、不審者、不法投棄のパトロールが 31 件、特殊詐欺に関するパトロールが 200 件、学校、駅、公園周辺のパトロール、夜のパトロールをした実績がある。

- D 委員：私の住む地域にも青色防犯パトロールが来るが、これは区のパトロールなのか、警察のパトロールなのか伺いたい。
- 生活安全課：区も警察もパトロールしており、区と警察は連携している。ある地域で振り込め詐欺の電話が入ったときには、そのことについて、警視庁から各署にメールが流れることになっており、その地域を重点的に区と警察が連携してパトロールをしている。
- D 委員：警察がやっていることを、区が青色防犯パトロールとしてやる理由はないのでないか。警察と同じことをやっているのであれば、やめるべきではないか。
- 生活安全課：青色防犯パトロールは特殊詐欺に対してだけではなく、犯罪抑止として、不審者情報のあった場所や学校通学路、夜間の駅付近など様々な場所をパトロールしている。また、地域でも青色防犯パトロールを走らせているが、夜間の走行など、地域で対応が難しい部分を補完しているため、青色防犯パトロールは犯罪抑止効果があると考えている。
- B 委員：私の住む地域では青色防犯パトロールを見たことがない。一部の地域だけでパトロールを行っても効果が薄いので、区内全域をパトロールしてもらいたい。

【所管課による自己評価】

- A 委員：有効性の評価で、防犯への取組に地域の偏りがあるとのことだが、防犯カメラの設置状況について、地域に偏りがあるのか。また、それを客観的に確認するためのマップはあるのか。地域の設置状況と犯罪の発生率を比較分析できれば、防犯カメラの効果を検証できるのではないか。
- 生活安全課：各自治町会からの補助金申請の際に、設置場所の図面をいただいているので、個々の場所は把握しており、設置が進んでいない地域を確認することは可能である。
- A 委員：全体を見るマップはないということか。
- 生活安全課：そのとおり。地域ごとの犯罪発生率の資料は、警視庁が持っているため、傾向等はわかるかもしれないが、現在、区には比較するための資料がない。繁華街と住宅地では、犯罪発生率が違うため、単純比較はできないと考えている。

(2) 不登校対策プロジェクト

(意見整理表の内容確認、追加資料の補足説明の後議論)

【基本情報】

B 委員：学校別の不登校児童・生徒数については、生徒数が多い学校と、少ない学校とでは状況が違おうと思うがどうか。

学校教育支援担当課：令和3年度の不登校児童・生徒出現率について、小学校は1.54%、中学校は7.38%である。不登校出現率は、学校の総児童・生徒数のうちの不登校児童・生徒数の割合を示したものである。また、学校へ復帰したことについては、不登校児童・生徒数や出現率から読み取れないので、単純に出現率が高いことだけをもって問題であるとすることはできない。

D 委員：「葛飾区不登校児童・生徒支援スタンダード」は、不登校対策について教職員の理解を統一するために、まとめたものであるとお話であるが、教職員への負担が大きいに思った。教職員に負担をかけないのが国の方針である。これに反するものを作ることが理解できない。

校内適応教室には、専従の職員がいるのか伺いたい。

学校教育支援担当課：「葛飾区不登校児童・生徒支援スタンダード」については、教職員に指示だけするものではなく、これまで取り組んできたことを体系的にまとめたものとして作成した。子どもの現状を適切に把握するためにケース会議が必要であること、教職員1人が独断で対応するのは困難で、家庭の状況を踏まえて関係機関、専門職と連携する必要があること等を示している。学校は、まず子どもにとっての安心・安全な場所であることが大切だと考えており、そのために「葛飾区不登校児童・生徒支援スタンダード」を作成した。校内適応教室については、支援員を1名配置している。

B 委員：不登校になった児童・生徒が学校に復帰しても、すぐに不登校になる児童・生徒が多いと聞く。

学校教育支援担当課：課題として捉えている。国は、不登校支援は「社会的な自立を支援する」ものとしており、学校復帰のみを目指すものではないとしている。また、不登校は誰でも起こりうるものとして捉え、問題行動として捉えてはならないとしている。不登校支援は、保健福祉的な観点から見るべき家庭もあり、すぐには成果がでない。

【実績情報】

C 委員：不登校児童・生徒の出現率は増加傾向にあり、目標にも達していない。増加するスピードを見るに、不登校児童・生徒に対応する施設と人員が不足しているのではないか。

学校教育支援担当課：支援の方策については、国、都でも検討がなされている。区としては、まず、全中学校に着実に校内適応教室を設置したいと考えている。小学校についても設置をしたいが、不登校率が中学校と比べて低く、また学校数も多いことから、まずは中学校への設置を進めたい。小学校についても、不登校出現率が高い学校1校には設置している。今後は、小学校を改築する際に、校内適応教室を合わせて設置していく。

D 委員：この事業の目的が不登校児童・生徒の学校復帰ではなく、社会的な自立の支援であるならば、事業名称が不登校対策プロジェクトでは不適切であり、変更する必要があるのではないかと考えている。

学校教育支援担当課：不登校については、登校したくてもできなくなるという現象だと考えており、学校はこれを放置せず、不登校児童・生徒への声掛け等、支援する努力が求められていると考えている。一方で、家庭状況が原因の不登校については、保健福祉的な支援が必要だと考えている。学校、教育委員会としてできる支援を考えつつ、くらしのまるごと相談課や子ども家庭支援センター等の保健福祉の部署との連携を強化しながら、不登校児童・生徒の社会的な自立を支援していきたいと考えている。

C 委員：資料の造りの問題であるが、不登校を未然に防ぐフェーズと、不登校になった後のケアのフェーズと、プロセスごとに評価ができるように資料を作成してもらいたい。

学校教育支援担当課：不登校を防ぐフェーズについては、学校におけるクラスの雰囲気づくり、絆づくり等、学校における取組が主であり、定量的に評価することが困難である。

【予算及び決算状況】

D 委員：適応指導教室の有償ボランティアについて、公に募集していないとのことであるが、配置されている3名については、どのように募集したのか伺いたい。

学校教育支援担当課：現在は募集をしておらず、当初募集した時の方が継続して活動していただいている。

D 委員：3名の配置で十分で、新規の募集は不要ということか。

学校教育支援担当課：現状は3名の配置で足りている。

A 委員：校内適応教室の全校設置に向けて、設置する学校数に応じて東京都の補助金は増えるのか伺いたい。

学校教育支援担当課：1校当たりで補助金が算定される。校内適応教室1校当たり、年間200万円以上掛かるが、補助金には上限があり40万円程度である。

B 委員：校内適応教室の支援員には、どのように報酬又は給与を払っているのか伺いたい。

学校教育支援担当課：校内適応教室の支援員は、会計年度任用職員として、1日6時間勤務、時給1,705円で雇用している。

校内適応教室の支援員の要件としては、児童・生徒の学習保障をしていかなければいけないため、教員の経験者等としている。

【所管課による自己評価】

D 委員：有償ボランティアとの言葉が使われているが、ボランティアは無償であり、有償はボランティアといえない。有償であるならば、ボランティアの言葉は使わずに、別の名称に変更すべきである。

A 委員：学校に復帰することだけが目標ではないとのことであるが、学校に行かずとも、ZOOM等を使って学習できる環境になっているのか伺いたい。

学校教育支援担当課：児童・生徒1人に対しタブレットを1台配布している。タブレットでは、ZOOMを使って学校の授業に参加したり、積上げ式の学習ができたり、教員とのコミュニケーションが取れたりできるようになっている。

A 委員：児童・生徒が不登校になった場合に、その親が休職や退職をされることもあると思う。子どもへの支援だけでなく、その親への支援はあるのか伺いたい。

学校教育支援担当課：教育委員会には不登校児童・生徒の親が休職又は退職した場合の支援制度はない。不登校に関して困りごとがあれば、総合教育センター又は学校のスクールカウンセラーが相談を受ける体制はある。

3 その他

事務局より事務連絡

4 閉会